



平成29年7月10日
(一社) 愛知県警備業協会

警備員指導教育責任者講習の受講申し込みに関するお願い

当協会では、現在、愛知県警察本部からの委託事業として標記の講習を実施しておりますが、このたび、警察本部警備業担当から、

『警備員指導教育責任者（新規・追加取得）講習の受講申し込みにおいて、申込受付を専用電話（1回線）で受理しているが、申込者への質問に対し申込者が質問に答えられずに、申込みを受理するまでかなりの時間を要し、他の申込者に多大な迷惑がかかるなど事務に支障をきたしている。』

との指摘があり、別添文書を営業所に備え付けて頂きたいとの強い要望がありました。

このため、今後、貴社の警備員に対して、本講習を受講される場合には受講申し込みを行う前に、必ず下記の事項を記載した用紙を持たせて申し込みの電話をさせるようご指導をお願い申し上げます。

記

【講習受付専用電話で答える事項】

◎ 新規取得講習の申し込みをする場合

1 受講資格

「警備員の従事経験が最近5年間に3年以上」か「検定合格書1級保有者」又は「検定合格書2級を保有し1年以上従事している」かの、いずれの資格で受講するのか。

2 氏名

字句説明ができるように、例えば、河合なら「サンズイのかわにあう」

3 生年月日

和暦で答えること。（昭和・平成〇年〇月〇日生まれ）

4 連絡先

申込者の携帯電話番号又は警備業者の電話番号

5 所属する警備業者名

6 受講手続きをする警察署

◎ 追加取得講習の申し込みをする場合

上記「新規取得講習の申し込みをする場合」に加えて、

- ・ 受講する警備業務の区分以外に保有する資格者証（修了証明書）の区分

警備員指導教育責任者（新規・追加取得）講習受講申請書のポイント

講習受付専用電話番号 052-954-4031

警備員指導教育責任者（新規取得）講習受講対象者

受講資格①	最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
受講資格②	警備員等の検定等に関する規則（以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
受講資格③	検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

警備員指導教育責任者（追加取得）講習受講対象者

追加取得講習の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証又は講習修了証明書の交付を受けている者であつて、受講する警備業務の区分に係る受講資格①から③のいずれかに該当するもの

※講習受付専用電話で答える事項（原則本人が申込む、代理人なら事前に下記事項を把握しておく。）

新規取得講習		追加取得講習
1 受講資格（①から③のいずれか）	●5年以上3年以上 ※例え、川合ならば、「サンボイのかわにあう」など 和暦で答え、河合ならば、「サンボイのかわにあう」など 申込者の携帯番号と（昭和・平成〇年〇月〇日） 申込者の番号又は警備業者の電話番号 正確な業者名を確実に答えること。 あらかじめ自分で決めておいた警察署（決まりはない）	受講する区分以外に保有する資格者証（修了証明書）の区分（〇号あり） + 新規に同じ
2 氏名	回答例	
3 生年月日		
4 連絡先		
5 所属する警備業者名		
5 受講手続きをする警察署		